

香川県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

第1 趣旨

- 1 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定等について、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成17年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第87号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 以下この要領において、「自立支援医療」は、自立支援医療のうち精神通院医療を、「指定自立支援医療機関」は、精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関をさすものとする。

第2 指定申請

法第59条第1項の規定に基づく指定の申請は、病院又は診療所にあつては様式1、薬局にあつては様式1-2、指定訪問看護事業者等にあつては様式1-3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。

第3 変更の届出

法第64条の規定に基づく変更の届出は、次により行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更があつた場合は、病院又は診療所にあつては様式2、薬局にあつては様式2-2に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 規則第61条に定める事項（上記(1)を除く。）に変更があつた場合は様式3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。

第4 指定の更新の申請

法第60条第1項の規定に基づく指定の更新の申請は、病院又は診療所にあつては様式4、薬局にあつては様式4-2、指定訪問看護事業者等にあつては様式4-3に必要な書類を添付して知事に提出するものとする。

第5 審査（確認）

上記第2及び第4の申請に係る審査及び上記第3の変更届出事項の確認については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療、福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜料が示されていること。
- 3 病院又は診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)の要件のみを満たしていればよいこととする。

(1) 当該医療機関に勤務(非常勤を含む。)している医師であること。

(2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

5 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

第6 指定等の通知

1 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

2 知事は、指定自立支援医療機関の指定又は更新の可否について決定したときは速やかに申請者に通知するものとする。

3 知事は、自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更が不相当と認めるときは、その旨を申請者に通知し、他の医師又は薬剤師に変更するよう指導をするものとする。

第7 休止等に係る届出等

1 休止等に係る届出

規則第63条第1号の規定に基づく指定自立支援医療の業務の休止・廃止・再開の届出及び規則第63条第2号の規定に基づく指定自立支援医療機関の処分の届出は様式5により行うものとする。

2 辞退に係る届出

法第65条の規定に基づく指定自立支援医療の指定の辞退は、様式6により行うものとする。

附則 この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年2月1日から施行する。